

令和5年3月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち運動器具(バランスボール)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 20件
(うち電動アシスト自転車1件、除湿機1件、自転車2件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、折りたたみ自転車1件、
ポータブル電源(リチウムイオン)2件、
電気掃除機(充電式、モップ型)1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
コンセント1件、電気シェーバー1件、照明器具(充電式)1件、
エアコン(室外機)2件、除雪機(歩行型)1件、ノートパソコン1件、
照明器具2件、電子レンジ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

除雪機についての注意喚起（管理番号：A202200994）

①事故事象について

当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で1名が死亡しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、39件の死亡事故及び18件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

作動中の除雪機の排気には一酸化炭素が多く含まれています。一酸化炭素は無色・無臭で、発生に気が付きにくく、また非常に毒性の強い気体です。閉め切った屋内で除雪機のようにエンジンを稼働させる製品を使用すると、短時間で一酸化炭素の濃度が高くなり非常に危険です。

除雪機は始動／停止も含め屋外で使用してください。エンジンを切った状態で、手で押して移動できない大型の除雪機等の場合は、窓などの開口部を開放して十分な換気が取れていることを確認してから、

・屋内で始動し速やかに屋外に出る

・屋内にしまったら速やかにエンジンを切る

などしてください。

③再発防止への取組

消費者庁は、2019年（令和元年）11月13日、2021年（令和3年）12月23日及び2022年（令和4年）12月22日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019年（令和元年）5月31日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても、2022年（令和4年）12月22日に除雪機の事故についての注意喚起を行い、2022年（令和4年）1月3日に「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起も行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～」（2022年12月22日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_066/assets/consumer_safety_cms205_221222_01.pdf

「除雪機による死亡・重傷事故を防ごう！ー正しく、安全に使用してくださいー」（2021年12月23日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_057/assets/consumer_safety_cms205_211223_01.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019年11月13日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」（2019年5月31日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○経済産業省

「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～」（2022年12月22日公表）

ウェブサイト：<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221222002/20221222002.html>

○政府インターネットテレビ

「聞いてナッ得！～あっ！危ない！除雪機の事故に注意」（2022年1月3日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg23752.html?nt=1>

○独立行政法人国民生活センター

「除雪機使用時は周りの安全を確認！」（2021年11月30日公表）

ウェブサイト：https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen410.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～」（2022年12月22日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs221222.html>

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）
ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：宮本、佐々木

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200987	令和5年2月4日	令和5年2月28日	ガストーチ	CB-TC-BZ(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200997	令和3年5月24日	令和5年3月1日	運動器具(バランスボール)	3B-3130	株式会社ジョイナス(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が破れ、転倒し、腰を負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200979	令和元年10月2日	令和5年2月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月15日
A202200980	令和5年2月12日	令和5年2月27日	除湿機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和5年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200981	令和5年1月15日	令和5年2月27日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、自動車に衝突し、転倒、右膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月15日
A202200982	令和5年2月12日	令和5年2月27日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200983	令和4年11月27日	令和5年2月28日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月15日
A202200984	令和5年2月16日	令和5年2月28日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200985	令和5年2月12日	令和5年2月28日	電気掃除機(充電式、モップ型)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和5年3月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200986	令和4年9月5日	令和5年2月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和4年9月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月21日
A202200988	令和4年12月 ※不明	令和5年2月28日	コンセント	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月20日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200989	令和4年12月30日	令和5年2月28日	電気シェーバー	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月27日
A202200990	令和5年2月21日	令和5年2月28日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事業所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200991	令和4年8月26日	令和5年2月28日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200992	令和5年2月10日	令和5年2月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和5年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200993	令和元年6月14日	令和5年2月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月21日
A202200994	令和4年12月19日	令和5年3月1日	除雪機(歩行型)	CO中毒 死亡1名	当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で1名が死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和5年1月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月20日 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202200995	令和5年2月14日	令和5年3月1日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和5年3月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200996	令和5年2月23日	令和5年3月1日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200998	令和5年2月16日	令和5年3月1日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202200999	令和5年2月18日	令和5年3月1日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202201000	令和5年2月11日	令和5年3月1日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	製造から25年以上経過した製品 令和5年2月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

運動器具（バランスボール）（管理番号:A202200997）

